

## 教育基本法改正に対する要望書

自民党新人議員政策研究会「伝統と創造の会」は、現在協議されている教育基本法改正について、世界に誇るべき伝統・文化を守りつつ、明るい日本の将来を創造し、わが国が品格ある国家として再生するために、左記のとおり決議し要望する。

### 記

教育基本法改正にあたっては次の点が条項に反映されるよう要望する。

- 一、教育の目標の冒頭に「祖国日本を愛する心を育むこと」を明記し、それを制限する付属的文言は盛り込まない。
- 二、道徳心や伝統文化を大切にすることを育てる観点から「宗教的情操の涵養」を明記する。
- 三、現行教育基本法第十条に規定する「教育は不当な支配に服することなく」を削除する。

平成十八年四月七日

「伝統と創造の会」

会長 稲田朋美

会員 一同

与党教育基本法改正に関する協議会

座長 大島理森 先生